

# マイナビ ツール・ド・九州開催について

●お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3823

## 国際サイクルロードレース マイナビ ツール・ド・九州2024が九重町を駆け抜ける！ 2024年10月12日(土) 大分ステージ開催



### ツール・ド・九州とは

九州の経済団体トップと各県知事などで構成される九州地域戦略会議において、サイクルスポーツの普及拡大、世界に誇れる九州の美しい自然や風景の発信等を目的として開催を決定した、UCI（国際自転車競技連合）公認の国際サイクルロードレースです。

2023年の第1回大会は、福岡、熊本、大分の3県で実施され、国内外から全18チーム、104名のトップ選手たちが集結しました。

2024年大会は10月11日～14日に再び大分、熊本、福岡の3県で開催されます。



### サイクルロードレースとは

一言で表現すると、「自転車版のマラソン」です。一般公道などで長距離を走り、先頭でゴールラインを駆け抜けた者が勝者となる競技です。

一斉にスタートして、誰がいち早くゴールにたどり着くかを競うシンプルな個人競技ですが、同時に自チームのエースを勝利させるチーム戦でもあります。エース以外の選手が、隊列を組んで空気抵抗を減らしながら進み、いかにエースに力を温存させるかが勝利のカギとなります。また、公道で開催されるため、皆さんの住んでいる日常の街が大迫力のレース空間になることもロードレースの魅力です。



# マイナビ ツール・ド・九州2024 大分ステージ

今年の大分ステージは主に別府市・由布市・九重町・日田市を結ぶルートです。

※スタート時間は現在調整中です。

決定次第、ケーブルテレビ等でお知らせします。

※レース時間は約3時間です。

選手通過後に交通規制を解除します。

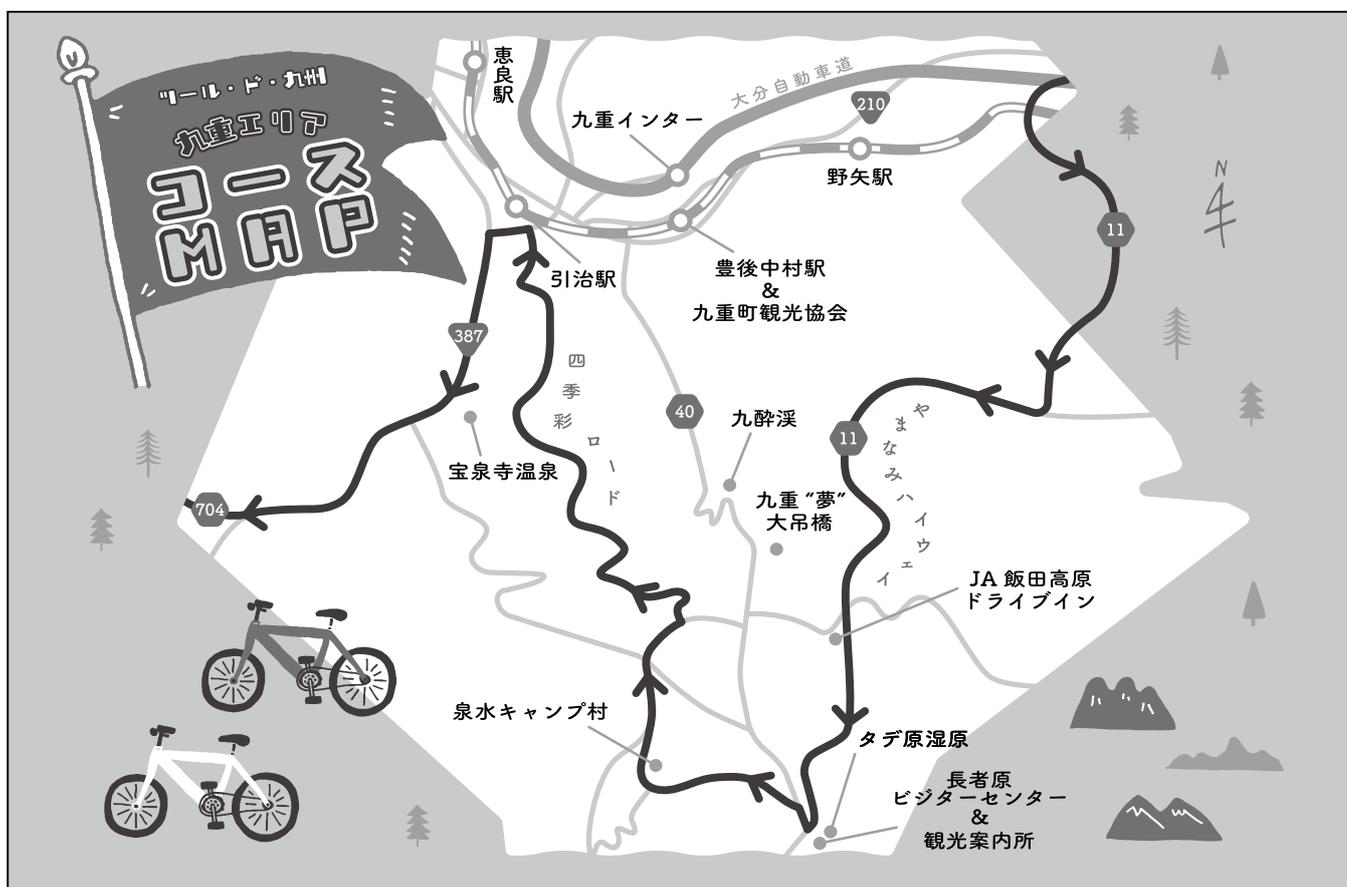
OITA



▲大会ホームページ  
QRコード



▲大分ステージ  
QRコード



## ◆町民の皆さんへ

世界トップクラスの選手がレースに出場します。沿道での応援をよろしくお願い致します。

また、選手と車の接触事故を防ぐため、大会当日はコースとなる道路の交通規制が行われます。(30分～1時間30分前後)ご協力をお願い致します。

詳細については、決まり次第、ケーブルテレビや九重町ホームページ、広報ここのえでお知らせします。



# 令和6年度 九重町職員採用試験 — 令和7年4月1日採用 —

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

職 種

- 一般行政職
- 保育教諭
- 保健師
- 土木技師

申込受付期間

6月17日(月)~  
7月31日(水)

第1次試験

- 試験日 8月21日(水) ~ 9月3日(火)
- 試験会場 各テストセンター会場
- 試験内容 総合適正検査(基礎能力)



採用人数・受験資格

## 一般行政職 若干名

- ・平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人。  
※受験者の学歴は問いません。

## 保育教諭 若干名

- ・平成元年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭の資格を有する人  
又は令和7年3月31日までに資格を取得見込の人。

## 保健師 若干名

- ・平成元年4月2日以降に生まれた人で、保健師助産師看護師法に規定する保健師の免許を有する人  
又は令和7年3月31日までに免許を取得見込の人

## 土木技師 若干名

- ・平成元年4月2日以降に生まれた人で、高等学校又は大学等において土木科の専門課程を修了した人  
(令和7年3月31日までに修了見込の者を含む。) 又は高卒以上の土木の専門的知識・技能を有する人。

## ● 申込方法及び申込期間

**申込方法** 電子申請(インターネットでの申し込み)  
申込み URL : <https://logofom.jp/form/cSUd/593061>

**申込期間** 令和6年6月17日(月) 午前8時30分~  
令和6年7月31日(水) 午後5時

- ※申込みには、①パソコン又はスマートフォン、  
②申込者本人のメールアドレス、  
③申込者本人の顔写真データが必要です。

※その他受験資格の詳細については、九重町ホームページをご覧ください。



▲申込み二次元コード



▲九重町HP

申込みについて

九重町



# 令和7年度採用玖珠郡育英会奨学生募集案内について

## ～令和7年度より入学一時金、短期留学一時金の貸与が新設されました～

●お問い合わせ 公益財団法人玖珠郡育英会事務局 ☎0973-76-3816

本会では、経済的理由により修学困難な玖珠町・九重町出身の高等学校・大学及び専修学校等の学生を対象として、奨学金の貸与事業を実施しています。貸与を受けたい方は、次により出願してください。

### 応募資格

- 1.九重町・玖珠町民であって、現に居住するもの。または、その子弟で、学校教育法または、その他法令に規定する高等学校・高等専門学校・大学・大学院・及び専修学校等に在学または進学予定の者。
- 2.学業人物ともに奨学生としてふさわしい者。
- 3.経済的理由により、学費の支弁が困難な者。

※専修学校等とは・・・専修学校・専門学校・各種学校・大学校で修業年限が1年以上のもので、学費を要するものをいう。

### 奨学金の貸与期間及び金額

1. 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修学期間とする。
2. 奨学金は、下記の種類とする。(無利子)

高校生		大学生等	
月額奨学金	15,000 円	月額奨学金	20,000 円または 30,000 円
入学一時金	100,000 円	入学一時金	200,000 円
短期留学一時金	200,000 円	短期留学一時金	200,000 円

※奨学金のみ、一時金のみ、または併用可能とする。

### 採用予定数

高校生 7名程度 大学・大学院生・専修学校等 12名程度

### 出願期間

高校奨学金 令和6年7月1日(月)～令和6年10月31日(木)  
大学生等奨学生 令和6年5月1日(水)～令和6年10月31日(木)

### 出願先

九重町大字後野上8-1  
九重町役場 教育委員会内 公益財団法人玖珠郡育英会事務局 (TEL 76-3816)

この奨学金は、返還時に玖珠町・九重町の奨学金返還支援制度の対象奨学金です。

その他、詳しくは事務局までお問い合わせください。

## 熱中症に注意～特に高齢者、体調不良の方～

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

熱中症は、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく屋内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い日・日差しが強い日・風が弱い日、体が暑さに慣れていない時は注意が必要です。

### <自分で気づくサイン>

汗がふいてもふいても出てくる、めまい、筋肉のこむら返り、手や口のしびれ、脈が速い、体がだるい、頭痛、吐き気



### <他の人が気づくサイン>

顔が赤い(顔色が悪い)、暑そう、意識がない、言動がおかしい、けいれんしている、嘔吐している、まっすぐ歩けない



### ① のどが渇いていなくてもこまめに水分をとりましょう

### ② 暑さを避けましょう

・11時～15時頃の暑い時間帯の外出を控え、日傘や帽子を活用し外でもなるべく日陰

### ③ 室内温度が28℃、湿度70%を超えないように調整しましょう

・扇風機やエアコンを上手に使う  
・カーテン等で直射日光を防ぎ、風通しを良くする

### ④ 暑さに負けない体をつくりましょう

### ⑤ 声をかけ合いましょう

・家族やご近所同士で、「水分とってる?」、「少し休んだほうが良いよ」など

## ～熱中症一時休憩所で休憩をとりましょう～

7月～9月の間、下記の場所で「熱中症一時休憩所」を設置しています。

- 九重町役場
- 保健福祉センター
- 隣保館
- 文化センター
- 九重町図書館
- 各地区公民館(東飯田・飯田・野上・南山田)

熱中症予防を目的とした休憩所ですので、「ちょっと一休み♪」にご活用ください。



令和6年から熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)の運用が始まりました。発表された場合は、不要不急の外出や運動を控え、冷房が効いた室内で水分をこまめに取るなど、個々人で熱中症予防行動を実践する必要があります。

# 食中毒を予防しましょう!!

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

細菌やウイルスなどが混入した食品をとることで起こる食中毒。6月から気温や室温が高くなるので、食中毒が発生しやすい時季になります。

食中毒というと、飲食店での食事が原因と思われがちですが、毎日食べている家庭の食事でも発生する危険性が潜んでいます。毎日の生活の中で、食中毒予防を心がけましょう

## ～家庭でできる食中毒予防のポイント～



ポイント

1

### 手洗いが必要なとき

- ・外出後、トイレ後、おむつ交換後、調理の前後、生肉・生魚・卵を取り扱う前後、食事の前。

ポイント

2

### 食品の購入と保存

- ・消費期限などの表示を確認し、新鮮な物を購入。肉・魚はそれぞれ分けてビニール袋に入れる。
- ・冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったらすぐ冷蔵庫と冷凍庫に入れる。また、冷蔵庫の詰め過ぎに注意。肉や魚などはビニール袋や容器に入れ、他の食品に肉汁等がかからないように保存。

ポイント

3

### 調理器具の管理

- ・まな板は洗剤で洗い熱湯をかけて消毒し、よく乾燥させる。包丁は柄までしっかり洗う。
- ・スポンジ、たわし、ふきんは洗剤で洗った後、十分乾燥させる。

ポイント

4

### 調理と食品の管理

- ・加熱して調理する食品は十分に加熱する。  
(目安は中心部分の温度が75℃以上で1分間以上 ※ノロウイルス予防は85℃以上90秒以上)
- ・温めなおすときも十分に加熱する。
- ・調理後の食品は長時間室温に放置しない。ちょっとでも怪しいと思ったら、食べずに思い切って捨てる。

## 「栄養教室」で健康づくりについて一緒に学びませんか！

●お申し込み・お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

食生活や健康づくりについての講義、調理実習を通して生きることの基本「食べること」を一緒に学びませんか。

受講期間 2024年8月～2025年2月(全7回)  
時間はいずれも9:30～14:00

受講内容 食生活、健康づくりについての講義、調理実習など

受講資格 九重町在住の方  
教室終了後、食生活改善推進協議会に入会して地域の健康づくりに活動していただける方

応募締切 7月12日(金)まで

食生活改善推進協議会とは

子どもから高齢者まで、食を通じた健康づくりを家庭や地域に広める活動をしています。

受講費用 無料  
8月に開校予定



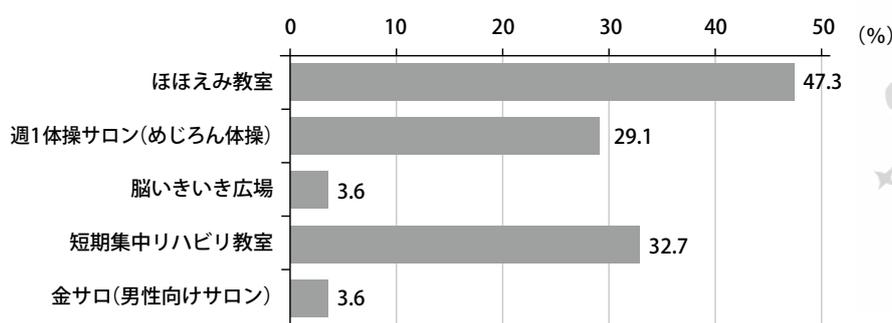
# 九重町で人気の「ほほ笑い教室」！あなたも一度参加してみませんか？ ～通所型一般介護予防教室「ほほ笑い教室」のお知らせ～

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

今年3月に、「九重町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定しました。この計画は介護保険法に基づき3年間で1期として定める計画で、高齢者の福祉サービスと介護保険事業を総合的に展開することを目指しています。

この計画を策定するために、町民の皆さんにアンケート調査を実施しました。その調査の中で、町の介護予防事業についての質問項目と結果が下記のとおりです。皆さんが参加したことがある介護予防事業で一番多かったのが「ほほ笑い教室」で5割弱の方が参加したことがある、九重町の高齢者に人気の教室であることがわかりました。

図表 参加したことがある介護予防事業



「ほほ笑い教室」は九重町が実施する通所型一般介護予防教室で、いつまでも自立した生活を送れるように、運動、栄養、口腔などの介護予防について学ぶ教室です。教室は町内の事業所に委託しており、各地区で参加できます。送迎が必要な方は利用できますので、会場までの移動も安心です。実施内容は下記のとおりです。

※今年度より、時間・会場・曜日・事業所の変更あり

期間・頻度	時間	会場	実施曜日	実施事業所	開講月
週1回 3ヶ月間	10時～12時	南山田公民館	火曜日	九重町 社会福祉協議会	①4月～6月 ②7月～9月 ③10月～12月 ④1月～3月
		飯田公民館	水曜日		
	9時30分～11時30分	野上公民館	木曜日	ケアポート溪和	
	14時30分～16時30分	東飯田公民館	木曜日		

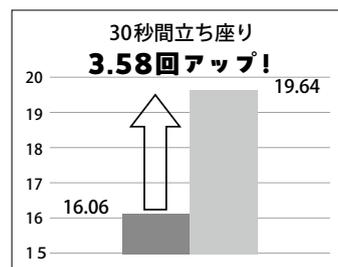
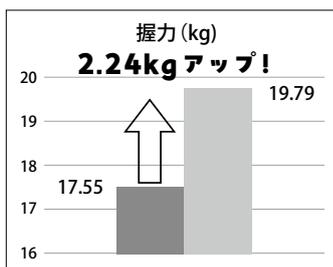
【対象者】九重町にお住いの65歳以上の方（介護保険サービスを利用していない方）

【定員】各会場20名 ※ボランティアとして参加していただける方も随時募集中です！

【費用】無料

「ほほ笑い教室」に3カ月参加した方の体力測定の結果です。体力が向上し生活の動作が楽になることで、いつまでも元気な体で自分の趣味など好きなことが続けられます。現在、7月からの参加者を募集しています。

ご興味のある方は健康福祉課までお問い合わせください。一緒に教室の効果を実感してみませんか？



## 九重町長期休暇サポート事業について～体験を通して学べる夏に～

●お問い合わせ 健康福祉課 福祉グループ ☎0973-76-3821

九重町では、障がいのある児童及びその家族の地域生活を支援するために、支援学校等に通う児童の夏休み等の日中活動の場を提供する「九重町長期休暇サポート事業」を行っています。この事業では児童の健全育成を図るとともに、家族の介護負担を軽減することを目的としています。

【期 間】 7月下旬～8月中旬までの予定

【時 間】 9:00～16:00 (若干変更する場合あり)

【対象児】 原則として、町内に住所を有する障がい福祉サービス受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所有する方又は支援学校、支援学級に在籍する19歳未満の方。

【利用料】 行事等による実費負担分のみ

【その他】 保健センターまでは自主送迎をお願いします。保健センターから実施施設までは送迎があります。昼食は施設で準備いたします。

※実施施設については、由布市湯布院町の施設を予定しています。

※申込みは、6月28日(金)までに上記お問い合わせ先までお願いします。

## 国民年金保険料免除等の申請について

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802  
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

◇保険料を納め忘れの状態、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

◇経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、年金事務所または役場住民課で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

令和6年度分(令和6年7月分から令和7年6月分まで)免除等申請受付

**受付開始日 令和6年7月1日から**

※申請時点の2年1ヶ月前の月分まで遡って申請することができます。

◇失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、上記申請をされておらず未納期間がある方は、年金事務所または役場住民課までご相談ください。

### ●次回年金相談●

6月26日(水) 九重町役場 1階 101 会議室

※予約が必要ですので、日田年金事務所までご連絡ください

## 行政との懇談会であなたの声を届けよう！ ～まちコン・みらいナビ～

●お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

住民の皆さんの声を聞き、住民と行政による協働のまちづくりを進めるため、「まちコン・みらいナビ」を開催します。皆さんの町への想いや、これからの課題を行政と直接共有し、次世代につなぐ未来の九重町を一緒に考えましょう。



地域と行政のまちづくり懇談会 (まちコン)	地域と未来を創造する懇談会 (みらいナビ)
まちづくり(地区)協議会や区長会が行政と行う懇談会です。地域の意見や課題を共有し、九重町の方針や政策に反映させるもので、地域からの質問や意見、提案をもとに行政との活気ある懇談会です。	町内の各種団体と行政により行われる懇談会です。各種団体の課題を共有し、活用できる制度の紹介等も行っていきます。今後の地域の活性化のために各種団体と未来を創造していくための懇談会です。

### 【テーマ】

懇談会のテーマは、これからの町全体又は地域のまちづくりの推進に関するものとします。単なる要望、苦情等の行政相談又は特定の関係者の権利に関する事項などは、取り上げないこととします。

### 【申込】

懇談会を開催しようとするときは、団体の代表者の方が、懇談会を開催しようとする日の1月前までに申込書をご提出ください。

## 世界とつながる一歩を踏み出そう ～国際交流事業～

●お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

町と友好関係にある海外都市との住民間の交流を促進し、地域の活性化と友好都市相互の発展を目的に、「九重町国際交流事業助成金制度」を創設しました。

### 【対象団体】

- (1) 規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明らかである団体
- (2) 構成員が5人以上であり、その過半数が町内に住所を有する者で構成されている団体



### 【対象事業】

対象事業は、友好都市と行う交流事業(訪問事業・受入事業)であり、観光、農業、教育、文化及びスポーツ等に関連し、自主的に企画・運営を行う交流事業が対象。

### 【対象経費及び助成金の額】

交付対象となる経費及び助成金の額は、下表のとおりです。

対象事業	対象経費	助成金の額
訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○記念品</li> <li>○謝礼(通訳、講師など)</li> <li>○旅費・滞在費(交通費、宿泊費、旅行手配料など)</li> <li>○交流事業開催経費(会場使用料、プログラム印刷など)</li> <li>○事務経費(消耗品、通信費、コピー代、写真代など)</li> </ul>	2分の1以内 (上限500,000円) ただし、宿泊費は、上限10,000円/人
受入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○記念品</li> <li>○謝礼(通訳、講師など)</li> <li>○交流事業開催経費(会場使用料、プログラム印刷など)</li> <li>○事務経費(消耗品、通信費、コピー代、写真代など)</li> </ul>	2分の1以内 (上限500,000円)

### 【その他】

事業実施後、参加者は所定の様式に基づき、実施内容及び成果に関する詳略な報告書を提出いただきます。

# 家屋を新築・増築されたかたへ

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

新たに家屋を新築・増築された場合、翌年から固定資産税が課税されます。

この税額を算出するために税務課職員が、現場にお伺いして家屋評価（建物の現地調査）を行う必要がありますので、家屋の完成後はお早めにご連絡ください。調査の際は、家屋の平面図・立体図・仕様書等をご提供いただきますので、ご協力をお願いいたします。評価の時間については、一般的な住宅で平均1~2時間程度です。（建物の規模や構造によって異なります。）

## ●固定資産税の対象となる家屋は？

固定資産税が課税される家屋は、不動産登記法における「建物」と同意義のものであり、「①外気分断性」「②土地への定着性」「③用途性」の3つの要件を満たすものです。

## ●家屋評価の希望日時はいつでもいいの？

家屋評価に対応できる日時は、平日の午前9時から午後4時までとなっています。  
上記時間帯中のご都合のよい時間をご連絡いただければ、日程調整させていただきます。

## ●市販の物置も家屋評価の対象となるの？

市販されている物置は設置方法によって異なります。  
上記「②土地への定着性」があるかどうかで固定資産税の課税対象か否か判断しますので、一度設置状況を確認させていただきます。

## ●少し増築しただけでも家屋評価の対象となるの？

面積に関わらず床面積を増やした場合は家屋評価の対象となります。  
ただし、家屋の要件を満たしていない場合は対象外です。

## ●リフォームをした場合は家屋評価の対象となるの？

リフォームの場合、床面積に変更がなければ原則家屋評価の対象ではありません。

## ●家屋評価をしなかったらどうなるの？

原則、完成した年の年末までに家屋評価ができるようお願いしています。  
ただし入院等の事情により、固定資産税の課税対象の家屋が評価できなかった場合、評価でき次第、完成日の翌年に遡って課税を行います。

家屋評価の日程調整や、その他ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

## 令和6年度初心者狩猟講習会及び狩猟免許試験のお知らせ

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

### 令和6年度 初心者狩猟講習会

#### ●わな猟

##### ■講習日(開催場所)

7月6日(土)(大分市)、7月20日(土)(日田市)、  
8月31日(土)(豊後大野市)他

#### ●第一種銃猟・第二種銃猟

##### ■講習日(開催場所)

7月13日(土)~7月14日(日)(大分市)  
または  
8月17日(土)~8月18日(日)(大分市)

##### ■時間

午前10時~午後4時30分  
(受付開始時間午前9時30分から)

##### ■講習内容

法令、実技等

##### ■対象者

大分県内に住所地を有し、狩猟免許試験を受験する方

##### ■その他

事前申込必要。受験料必要。詳細は事務局までお問い合わせください。

##### ■申込・お問い合わせ

玖珠郡猟友会事務局 (☎0973-76-3215)

### 令和6年度 狩猟免許試験(2回目)

##### ■試験日

【第一種・第二種銃猟】 7月20日(土)  
【わな】 7月21日(日)

##### ■試験会場

大分県庁舎本館 正庁ホール(大分市)

### 令和6年度 狩猟免許試験(3回目)

##### ■試験日

【第一種・第二種銃猟】 9月28日(土)  
【わな】 9月29日(日)

##### ■試験会場

大分県庁舎本館 正庁ホール(大分市)

### 令和6年度 狩猟免許試験(4回目)

##### ■試験日

【わな】 11月30日(土)

##### ■試験会場

大分県日田総合庁舎(日田市)

■手数料/県の施策により令和6年度は徴収しません。

■その他/詳しくは県のホームページをご覧ください。

##### ■申請書提出先・お問い合わせ

大分県西部振興局森林管理班(日田市)  
(☎0973-22-2585)

## プリンセスリーフを栽培しませんか

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

空いているハウス等を活用してプリンセスリーフ(染色したハボタン)を栽培してみませんか。  
令和6年度は町の事業として、ハボタンの生産に必要な種子・資材購入費に対する補助を行います。  
また、ハボタン栽培に関する講習会を開催しますので、栽培に興味がある方はぜひご参加ください。

●日 時 7月2日(火) 午後7時より

●場 所 九重町役場1階101会議室

●その他 参加を希望される方は農林課までご連絡をお願いします



## 個別避難計画策定へのご協力についてお願い

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

近年の災害において、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされています。個別避難計画とは、災害発生時に避難行動要支援者(注釈1)の方が避難できるよう、「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方」等を記入する計画です。九重町でも今後対象者への同意書及び調査書の送付等、計画の策定を進めたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

(注釈1)

### 【九重町での対象者】(市町村が条件を設定)

- |  |
|--|
| ①要介護認定3以上を受けている在宅者                               |
| ②身体障がい者手帳1・2級の1種を所持する身体障がい者(心臓・じん臓機能障がいのみのものは除く) |
| ③療育手帳A1・A2を所持する知的障がい者                            |
| ④精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する単身世帯                         |
| ⑤難病患者のうち、特定医療(指定難病)の対象となる者で保健所が名簿への記載の同意を得たもの    |
| ⑥上記以外で、区長・民生委員等から特に支援が必要と認められたもの                 |

シリーズ  
『障がい福祉』  
⑩1

## 障がい者スポーツ大会が開催されました

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

令和6年4月7日～5月25日にかけて、第19回大分県障がい者スポーツ大会(個人競技)が開催されました。今年は、5月18日(土)開催のフライングディスク競技に11名が出場しました。暑い中熱戦が繰り広げられ、他市町村の参加者との交流の場ともなりました。

大分県障がい者スポーツ大会は、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得(療育手帳については準ずるものも可)していれば参加が可能で、6歳から出場することが出来ます。毎年広報このえにて募集を行っていますので、是非、出場しませんか。

